

## 令和4年度富山県防災会議

日時：令和5年3月17日(金)午後2時から

場所：富山県防災危機管理センター3階研修室3-A

### 1 開 会

【事務局】 大変お待たせいたしました。ただいまより、令和4年度富山県防災会議を開会いたします。

初めに、蔵堀副知事より開会のご挨拶を申し上げます。

### 2 副知事挨拶

【蔵堀副知事】 副知事の蔵堀でございます。本日はご出席をいただきまして、ありがとうございます。

防災会議でございますけれども、まず、日頃から県の防災行政に格別のご配慮をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

さて、先月、トルコ・シリアで大地震がございました。5万人を超える犠牲者があったということで、大変大きな災害でございました。日本国内でも昨年、局地的な豪雨によりまして、河川の氾濫、それから土砂災害などが発生をいたしております。

富山県でも昨年8月、集中豪雨がございまして、富山市、高岡市などで100棟を超える床上・床下浸水などの被害もございました。ふだんから災害への備えを万全にしておくということが大変重要だと思っております。

また、先ほど、この防災危機管理センターのご視察をいただいたと思っておりますけれども、災害応急活動の司令塔として、この施設を県で整備いたしました。常設の災害対策本部室、それから広域応援部隊の活動スペースも確保をいたしております。さらに、映像情報システムによりまして、災害情報を関係機関と共有するということが可能になりました。こうしたことで、防災危機管理の中核機能を強化してまいっております。

またこの施設、平常時には防災士の養成研修ですとか、各種の訓練の場としても活用をいただきたいと思います。県として、今後とも危機管理事案への対応能力の強化にしっかりと努めていきたいと思っております。

本日でございますけれども、国の防災基本計画の修正などに伴います県の地域防災計画の改定案についてご審議をいただく予定でございます。また、防災危機管理センターの活用ですとか、大雪タイムラインの運用状況についてもご報告をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、こうした内容につきまして、それぞれのお立場からご意見をいただければと思っております。

それでは、本日はよろしくお願いたします。

**【事務局】** ありがとうございます。

それでは、本日ご出席いただきました委員の皆様方につきましては、本来、お一人お一人ご紹介すべきところではございますけれども、時間の都合もございしますので、お手元の出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

また、資料は机の上にお配りさせていただいておりますけれども、念のために配付資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第、出席者名簿、配席図、この後は資料編になっています。資料1から資料10までございます。さらに、資料10の後には参考資料1、2がございますので、ご確認をいただきたいと思います。もし不足などございましたら、お知らせいただければと思います。

それでは、ただいまから会議を始めさせていただきます。

議事の進行は蔵堀副知事をお願いします。

### 3 審議事項

#### 富山県地域防災計画の改定について

**【蔵堀副知事】** それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日は、次第にありますとおり、審議事項として、富山県地域防災計画の改定についてでございます。あわせまして、報告事項として、富山県防災危機管理センターの活用について、大雪タイムラインの運用実績等について、盛土規制法の主な内容について、防災分野における個人情報の取扱いに関する指針について、原子力防災に係る避難退域時検査場の整備について、事務局から一括して説明をお願いします。

**【事務局】** 危機管理部次長で防災危機管理課長の中林です。

それでは、富山県地域防災計画の改定について、資料1をご覧ください。

富山県地域防災計画の修正は、それぞれ地震・津波災害編、風水害編・火災編・個別災害編、雪害編があります。

2の今回の修正の趣旨ですが、令和4年10月に供用開始した富山県防災危機管理センターについて記載を追記するほか、令和3年度に発生した災害や関連する法令の改正について記載するとともに、国の防災基本計画の修正を反映する修正を加えるとしております。

具体的な内容につきましては、3の主な修正内容をご覧ください。

まず、富山県防災危機管理センターを防災拠点施設として明記します。

明記するセンターの特徴としましては、①常設の災害対策本部員会議室や関係機関の活動するスペースの設置、②映像情報システムの導入、③平常時の研修の場としての活用、1つ飛ばしまして⑤交流・展示ホールを県民の憩いの場として映像やパネルを展示すること、⑥免震構造、耐浸水性を確保し、72時間以上のライフラインの自立機能を有していることなどにつきまして、地域防災計画に記載することにしております。

参考に、ちょっと資料は飛びますが、資料8の富山県地域防災計画（地震・津波編）の新旧対照表の5ページをご覧ください。

5ページに、第4節、防災活動体制の整備、第1節、防災拠点施設の整備の項目に、今回整備した防災危機管理センターについて記載し、その特徴等を6ページから7ページにかけて記載しております。

なお、防災危機管理センターの活用につきましては、この後の報告事項においても再度説明いたします。

それでは、資料1に戻っていただきます。

修正内容の項目につきましては、次、左下の地域防災力の向上等を踏まえた修正になります。

防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用については、国、県、市町村が防災関係機関と連携して、あらかじめ防災行動を時系列にまとめた防災行動計画（タイムライン）の作成に努め、効果的な運用に努めることを記載します。

地域の防災リーダーの担い手となる防災士については、養成研修を拡充して防災士を増やしていくことを記載します。

マイ・タイムラインの普及啓発につきましては、県民一人一人が自らの防災行動について考えてつくるマイ・タイムラインの作成が進むよう取り組み、防災意識を高めていくこ

とについて記載することにしております。

次に、右側の令和3年度に発生した災害を踏まえた修正についてになります。

盛土による災害の防止に向けた対応については、危険が確認された盛土について、自治体による速やかな是正指導を行うということを記載いたします。

なお、この盛土規制の内容につきましても、後ほど報告事項の一つとして説明いたします。

次に、安否不明者の氏名等の公表による救助活動の効率化・円滑化については、災害時における安否不明者等の氏名等の公表について、ガイドラインに基づき、市町村と連携して安否不明者を公表し、速やかな絞り込みに努めるということを記載いたします。

なお、この防災分野の個人情報の取扱いにつきましても、後ほど報告事項の一つとして説明いたします。

次に、適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令については、学校において消防団や自主防災組織による防災教育を行うことに努めること、市町村が避難情報を発令する際に、必要に応じ富山气象台や気象防災アドバイザーなど、専門家の技術的な助言を受けることを記載しています。

最後に、関連する法令の改正を踏まえた修正についてですけれども、津波に関する法律の改正につきましては、国、県、市町村が地域の特性に応じて避難施設、避難路等の整備の推進に配慮することを記載しております。

豪雪に関する法律の改正につきましては、安全に屋根の雪下ろしをするため、命綱固定アンカーの設置など、安全装備の設置の普及に努めることを記載しております。

次に、資料2をご覧ください。

地域防災計画を改定するに当たり、2月6日月曜日から24日金曜日にかけて意見募集を行っております。提出があった意見は4件で、意見に対する県の回答等は4番に載せております。

次の2ページ、裏ですけれども、最後の意見をご覧ください。風水害編に対する意見として、知事が行う河川水位が氾濫危険水位に達した場合の周知について、どのように行うのかという意見をいただいております。

この意見を言われた方は、昨年7月に富山市を流れるいち川が氾濫危険水位に達したものの、県からも富山市からも広報がなかったこと、あと、岐阜県で行っている河川の水位が上昇したらメールでお知らせするシステムを本県でも構築すべきじゃないかという

ことを言うておられます。

この意見に対する県の考え方ですけれども、もともと氾濫危険水位に到達した場合は、水防法に基づき、県から水防管理者である該当の市町村に通知をしております。一般の方への周知につきましては、富山防災WEBですとか県の河川海岸カメラ、水位情報等のサイトにおきまして、いわゆるその水位情報を公開しております。報道機関に対しましては、必要に応じてファクス等により情報提供を行っております。

提案のあったメールによる周知のシステム構築につきましては、他県や民間サービスの動向を踏まえ検討する必要があり、早急の対応は困難ということでご理解願いたいと思っております。

地域防災計画の改定に係る説明は以上になりますが、会議時間の制約上、ちょっと項目を絞って説明いたしました。

資料8、9、10の新旧対照表をご覧いただければ分かると思いますが、今説明した項目以外でも、簡単な字句修正も含めまして、多岐にわたる改定を行うこととしております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 4 報告事項

- ・富山県防災危機管理センターの活用について
- ・大雪タイムラインの運用実績等について
- ・盛土規制法の内容について
- ・防災分野における個人情報の取扱いに関する指針について
- ・避難退域時検査場所の整備について（原子力防災）

では、続きまして報告事項に移りますが、私からは富山県防災危機管理センターの活用についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

1番のセンターの役割につきましては、本県の防災危機管理の中核施設として、県民の生命・身体・財産を守る拠点となるよう、地震等の自然災害をはじめ、事故やテロなどの危機管理事案に対し迅速かつ的確に対応し、平常時には地域防災力の向上のために活用することにしております。

2のセンターの機能につきましては、(1)の施設面・設備面につきましては、これまで常設でなかった災害対策本部室、災害対策本部員会議室の設置ですとか、自衛隊や消防、

警察等の広域応援部隊のスペースを確保しております。

3つ目の丸のヘリポートの設置につきましては、このヘリポートは8トンまでの機体が着陸できます。本県の消防防災ヘリが6.4トンです。県警のヘリや伏木海上保安部のヘリも着陸可能で、実際に着陸したこともあります。

次の耐震性等、耐浸水性の確保につきましては、センターがあるこの場所は最大5メートル浸水する可能性があり、センターの1階の部分がほぼ水没することになります。このため、1階部分は耐震構造とし、2階以上は1階と2階の間にいわゆる免震装置のゴムなどを設置しまして免震構造としておりまして、このことを中間免震構造と呼んでいます。2階以上に電気室や機械室を設けることで耐浸水性も確保しております。

ライフラインの自立・代替機能の確保につきましては、停電になった場合は自動的に非常発電機が作動し、連続3日間、72時間運転が可能な燃料、軽油ですが、備蓄しております。停電が長期にわたる場合は、電源車を接続して電力を供給することが可能となっております。

給排水が止まった場合ですが、給水は浄水用と雑用水用の2系統で給水しており、それぞれの受水槽に3日分の水をためておくことができます。また、長期の上水道が途絶した場合には給水車の接続が可能となっております。下水道は2階床下の緊急排水槽で3日ためておくことができまして、さらに地下の緊急排水槽では1か月の下水をためておくことができるようになっております。

映像情報システムの導入につきましては、大規模な災害発生時にヘリやドローンからの災害現場の映像や防災関係システム等からの震度、気象情報、道路、河川の情報等を収集し、センター内の1面が60型で、10面それがありますけれども、大型ディスプレイに映し出すことで情報共有を速やかに行うことができるほか、各市町村などの関係機関に配信することができるようになっております。

このシステムを活用することにより、大規模な災害発生時に災害対策本部的的確な状況判断と迅速適切な意思決定を行うことができると考えております。

(2)の地域防災力向上への活用につきましては、災害時には関係機関の執務室などとして使用するスペースを、平常時には自主防災組織や防災関係団体等の研修の場として活用いたします。

研修室として一般に貸出ししており使用料を頂いておりますけれども、使用の目的が防災や危機管理に役立つものであれば無料としております。

3の危機管理連絡会議の開催につきましては、5階の大会議室において、知事をトップとした対策本部会議や各部局の次長が出席する危機管理連絡会議などを適宜開催しております。

4の各種訓練の実施につきましては、(1)の県の総合防災訓練を11月16日の日曜日に小矢部市をメイン会場にして開催しました。

(2)の原子力防災訓練は、11月23日の祝日に氷見市と石川県の合同で行い、(3)の国民保護訓練は、11月8日の火曜日に入善町と共同で実施しております。

訓練につきましては、来週の23日木曜日には、図上訓練ではありますが、火山防災訓練を実施することにしております。来年度以降も訓練を実施し、迅速な初動体制の確立と危機管理体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

5の防災イベントの開催につきましては、11月13日の日曜日に、TOYAMA防災アトラクションという、同じテーブルの参加者同士が力を合わせて防災に関する謎解きを行うといった、聞く講演ではなくて参加する講演を開催し、マイ・タイムラインの作成体験も併せて行っております。

6の各種研修会では、12月21日水曜日に、各市町村の職員を対象に、市町村の災害対策本部が立ち上がった初期の段階を想定しまして、災害の状況などの情報を次々と与えて、与えられた情報をどう整理し災害対応に役立てていくかということについて研修を行っております。

資料3の最後の防災士養成研修につきましては、地域の共助の担い手としての防災士を養成するため、防災士になるために必要な2日間の講座を県で開催しておりますが、今年度は新川地区と富山地区の2会場で行いましたが、富山会場はこのセンターで行っております。

私からの説明は以上になります。

**【事務局】** 続きまして、資料4、資料4の1をご覧くださいければと思います。

まず資料4の1でございますが、大雪タイムラインの運用実績等についてご説明いたします。

私は、防災・危機管理課で地域防災班長をしております前山と申します。よろしく願いいたします。

タイムラインにつきましては、先ほどもご説明がございましたが、国の防災基本計画でも、各防災関係機関が災害対応を時系列で整理し、連携して対応できるよう進めており、

県の地域防災計画にも、今回の改正で効率的な運用に努めるということで規定しております。

県では、令和3年1月の大雪ということで、24時間降雪量が128センチと記録的な大雪となりましたが、県内各地で車両の立ち往生による激しい渋滞の発生、東海北陸道での約200台の立ち往生、氷見市、小矢部市での孤立集落の発生など、県民の生活に大きな影響を及ぼしたことを踏まえまして、大雪タイムラインを作成したところでございます。

この資料4の1の大雪タイムラインにつきましては、縦に時系列、横に関係機関を書いておりますが、随時、関係機関と連携して更新していく予定としております。

ポイントといたしましては、資料4を見ていただきますと、上のほうでございますが、①として、富山地方気象台と連携し速やかに大雪対策本部等を設置し、状況把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信すること、②として、除雪機関や警察、消防、自衛隊などの関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携の下、速やかに対応すること、③として、人命を守ることを最優先に、トップダウンにより迅速に外出自粛等の呼びかけや自衛隊への災害派遣要請等を実施することとしております。

令和3年12月から初めて運用しておりますが、直近の令和4年度では、能登半島で周辺にマイナス36度の寒波が近づいたときなどの場合に、3日程度前までに富山地方気象台から大雪の可能性があるということで、大雪に関する富山県気象情報というものが4回発表されました。

先ほど紹介のあった防災危機管理センターを活用し、大雪第一警戒本部を設置し、危機管理監をトップに危機管理連絡課長会議を開催し、高速道、国道、県道、市町村道などの除雪体制を確認するとともに、各道路での予防的な通行止めの検討、県から注意喚起情報のプレス発表、ホームページ、SNSなどを通じて、ドライバーに対する冬タイヤ、スコップ、携帯トイレ等の車への配備、県民への外出自粛などの呼びかけを行ったところです。

次の大雪に関する緊急発表は、国土交通省等からさらに車両の立ち往生ですとか、道路の通行止めの可能性が高くなる場合に発表されますが、12月22日と1月20日の2回発表されました。大雪第二警戒本部を設置し、副知事や危機管理監をトップに危機管理連絡会議を開催し、関係機関で情報共有し、連携して対応したところです。

知事メッセージとして、企業の臨時休業や学校の臨時休校などを呼びかけるとともに、日中でも除雪を行う機動的除雪を実施しました。とりわけ、NEXCO中日本さん、国土交通省の北陸地方整備局さん、県が連携して、あらかじめ運送業者などへ通行止めの可能



性がある旨を周知いたしまして、北陸自動車道、国道8号線、359号線などの一部を通行止めとする対応などを行い、車の立ち往生などを防いだところです。

1月28日には、魚津市で3時間に20センチを超える積雪がございまして、顕著な大雪に関する富山県気象情報が富山気象台から夜の11時過ぎに発表されました。速やかに知事メッセージを発出し、翌朝9時に大雪対策本部会議を開催し、関係機関と情報共有し、全庁的な注意警戒を図ったところです。

令和3年度でも、富山地方気象台から大雪に関する気象情報が10回、国土交通省等から大雪に関する緊急発表が12月24日に1回、富山地方気象台から顕著な大雪に関する富山県気象情報が1回発表されました。関係機関が連携して対応したところです。

右のほうへ行きまして道路除雪に関してですが、県の土木部道路課などで所管しておりますが、令和3年1月の大雪の教訓を基に対策を強化しました。

1点目は情報発信ですが、冬期道路情報として、高速道路や国道のカメラ画像を県の道路情報サイトから一度に閲覧可能としています。令和2年度91か所から、令和3年度338か所、今年度は359か所と大幅に増加させております。

令和5年度では、富山大学と共同開発中のAIを用いた道路上の積雪の有無を表示して、積雪のある地域を画面で把握できるよう取り組む予定と聞いております。

県市町村の各道路管理者との連携強化のほうでは、同一除雪機械で効率的な除雪を行う連携除雪を、令和2年度36か所から今年度69か所と拡大しておりまして、さらに今年度は凍結防止剤の散布の連携も新たに位置づけております。

県民との協働による除排雪の推進では、歩道除雪における住民協力の拡大として、令和3年度から令和4年度にかけて、14団体増の43団体に拡大しております。

最後、孤立集落対策としての沿道林事前伐採事業というものにも取り組んでおります。積雪によって道路や電線にかかる樹木は通行止めや停電の原因となりますが、地権者の方が費用を工面してまで伐採するということが難しく、伐採に至っていないケースが多いところですが、今回、県、市町村、北陸電力の送配電さん、官民3者が連携して、費用負担を分担して沿道林を事前伐採しております。令和4年度から6年度の事業として実施しております。高岡市、氷見市、小矢部市、立山町で初年度は実施いたしました。

今後とも、こういった異常気象の中で短時間での大雪というものが心配されますが、これらに備えて対策を続けていくこととしております。

大雪への対応については以上でございます。

次に、盛土規制法の主な内容についてご説明いたします。

【事務局】 建築住宅課長をしております本江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、資料5でご説明いたしたいと思います。

題名、宅地造成及び特定盛土等規制法、これはちょっと長いので、通称、盛土規制法と言っておりますが、その内容でございます。

まず令和3年の7月ですけれども、静岡県熱海市で非常に大きな土石流が発生して、大変大きな被害が出たところでございます。

これを受けまして、全国では、まず緊急の総点検が行われまして、全国で約3.6万か所、これは目視でございますが、点検されたということでございます。

ちなみに、富山県では、令和3年秋に県内で100か所の盛土を点検したところでございまして、この点検結果としては、危険なものはなかったという結果が出ております。

その下でございます制度上の課題のところ、これまで宅地なら宅地、森林なら森林、農地なら農地ということで、各法律によって開発が規制されておったところでございますが、これには限界があるということで、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在したということでございます。

こういうことで、中段、赤書してございますが、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する、こういう法制度が必要ということになりました。

下半分のところでございますが、それではどういう規制になるかといったことでございます。まず規制区域でございますが、都道府県知事等が、この「等」というのは、中核市である富山市は富山市長となります。都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定するといったことになっております。

その下に小さく赤い字で書いてございますが、規制区域としては主に2つありまして、宅地造成等工事規制区域、これは主に市街地になります。それからその下、特定盛土等規制区域、ちょっと山のほうになりますが、この2つがあります。

一番下にイメージ図、図が2つ描いてございますが、左側がこれまでのものでございます。改正前の宅地造成工事規制区域でございますが、この宅地造成の区域のほかに、これまでも各個別の法律で規制がなされておったということでございますが、それが今回、右側の図でございます。新規区域のイメージ、規制対象が土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土、それから切土も含んでおります。

それから、土捨て行為や一時的な堆積も含んでおるといったことで、今回の制度改正に伴って、幅広く盛土の規制が始まるということでございます。

この盛土規制法は、施行が今年5月26日になりますが、これを受けまして各都道府県、一部の県はもう本年度からこの規制のための事前調査を開始しておりまして、多くの県が令和5年度、6年度ぐらいで、どういう規制にするかと、具体的な区域を指定するための調査に入ります。富山県においても、富山市も含めてですが、富山県、富山市で令和5年度に調査を実施したいと考えております。また調査の結果等が出ましたら、また皆様にお話しさせていただくということになると思っておりますが、またどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

**【事務局】** 続きまして、防災分野における個人情報の取扱いに関する指針についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。先ほど熱海市の土石流災害のお話でしたが、令和3年7月に発生したこの災害で、安否不明者の氏名を公表することで、本人や知人から避難しているなどの情報が寄せられて、救助対象者を早期に絞り込むことができたということがございました。

県では、国の指針が作成されるまでに時間を要するとの情報もございましたので、同年の10月に、いち早くトップダウンの指示によりまして、富山県個人情報保護条例に基づいて、大規模災害に備えガイドラインを作成したところです。

内容は、人の生命、身体、財産の保護のため、緊急に必要な場合は、個人情報の利用、提供制限の例外規定を適用し、氏名等が公表できるというものです。

具体的には、人命救助等の緊急事態の場合、人命最優先で迅速に安否不明者の氏名等を公表し、救助活動などの迅速化を図るということでございます。

ただし、例外として、住民基本台帳の閲覧制限ということで、ドメスティックバイオレンスやストーカー被害等があるとして住民基本台帳に登録されている方の場合は非公表とする扱いにしております。

公表する情報は、氏名、大字までの住所、年齢、場合によっては年代、性別としております。

このガイドラインの作成に当たっては、関係機関である市町村、県警とも連携して進めることとしておりまして、県は対象者の氏名をまとめて公表、市町村は住民基本台帳情報

の確認、家族の意向確認、県への連絡といった役割、県警は人的被害の事実確認を行うという事で役割分担を考えております。

自治体の個人情報保護をめぐりましては、その後進展がございまして、デジタル改革関連法という法律改正がございまして、来月の4月から全国共通のルールが適用されることになっております。

同時に、県の個人情報保護条例は廃止されまして、改正個人情報保護法に基づきまして個人情報を取り扱うこととなりますが、これに先立ちまして、国において防災分野における個人情報の取扱いに関する指針が3月、今月に作成されたところです。

国の指針では、人命救助では発災当初の72時間が命が助かる極めて重要な時間帯であると。積極的な個人情報の活用、氏名公表を検討すべきとしております。

一方で、DVやストーカー行為の被害者として登録されている方の公表には十分な配慮が必要としておりまして、概ね令和3年10月に県で作成したガイドラインと内容は一致しているところでございます。

個人情報保護法でも、条例と同様に、行政機関が個人情報を保有、提供する場合の原則を規定しておりまして、特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用提供可能としております。

例外として利用できる場合を法第69条第2項各号で規定しておりまして、1号では、本人の同意がある場合または本人に提供するとき、2号として、法令の定める事務等の遂行に必要な限度で内部利用し、相当な理由がある場合、3号として、他の行政機関等に提供する場合で、必要な限度で利用し、相当な利用がある場合、4号として、統計の作成または学術研究の目的のため、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、そして、その他特別な理由があるときという規定にしております。特に防災救助活動で利用する場合は、最後のその他特別な理由がある場合ということ想定しております。

具体的にどのような事例があるか、国で示しているのを見ていきたいと思っております。

右のほうをご覧ください。

まず、本人の同意を得ずに個人情報を提供できるケースでは、主に救助活動や避難誘導、市町村長の避難指示等の判断に活用する場合を想定しておりまして、①として、安否不明者の氏名等の公表では、救助活動を効率化、円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合、人命第一の観点から、その公益性、緊急性に鑑み公表を行うことができると判断し得るとしております。先ほどの法第69条第2項第4号の特別な理由

があるときに該当いたします。

ほかにも、人命救助等の観点から、②として、個人が映り込んだ河川カメラ映像を避難誘導のため、警察や消防に提供する場合、③として、被害状況把握のため撮影したドローン映像を災害対策本部室のモニターで共有する場合、④ドローン映像を災害情報共有システムにアップロードして閲覧する場合、⑤民間の一時滞在施設における受入れ者名簿を災害関連死防止など、避難生活支援を所管する市町村へ情報提供する場合、⑥として、外国人避難者の支援のため、避難者名簿を外国語の通訳が可能な災害多言語支援センターといった機関へ提供する場合、⑦として、安否不明者の所有している車のナンバープレートから特定した安否不明者情報を、人命救助のため、一刻も早く安否不明者の特定を行う必要がある場合に、他の市町村へ提供する場合、⑧として、災害時にハザードマップに要支援者情報を重ねた要支援者マップの避難支援等関係者、これは社会福祉協議会とか自主防災組織とかそういったところですが、そういったところへ提供する場合、避難を支援するための手段として名簿を提供する場合の人命救助等、特別な理由がある場合として、情報提供は差し支えないと判断できると国では示しております。

一方で、最後の方ですが、個人情報を提供するに当たり、本人の同意を取得することが前提であるケースというものもちょっと示しております、これは①として、例えば応急仮設住宅の申込書に記載された個人情報を、生活支援等のため、利便性の向上ですとか生活の質向上などを目的として民間事業者提供する場合。これは、入居者への見守りや生活の支援を行うことが目的でして、当初の入居申込みという目的外のため情報提供、情報使用するというので、原則本人同意が必要としております。

ただし、本人の生命、財産など、明らかに本人の利益になる場合は、本人の同意なしで情報提供は差し支えないとしております。

②として、平常時における高齢者や障害者などの避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者、警察、消防、社会福祉協議会、自主防災組織などへの提供については、災害対策基本法において、平常時の名簿提供については原則、本人同意が必要と規定されております。

今後、国から示された事例なども参考に、市町村、県警察と連携して、災害時の救助対象者の絞り込みなど速やかに対応できるよう、県のガイドラインの更新など対応してまいりたいと考えております。

以上です。

【事務局】 防災危機管理課の健名と申します。

私からは、原子力防災の取組みについてご報告いたします。

資料7をご覧ください。

近年の原子力防災の取組みとして、令和元年度から3年度にかけて、避難退域時検査場所として、氷見運動公園の大規模整備を行ってまいりました。

まず、避難退域時検査とはどういったものなのか、右上のフロー図でご説明をさせていただきます。

原子力災害が発生し、避難や一時移転が必要になった場合、住民の皆さんには、まず屋内退避を行っている自宅等から最寄りの学校、公民館に集まり、そこから自家用車またはバスで避難所に向かいます。

避難経路の途中、原発から30キロ圏の外の地点で、放射性物質が体もしくは車両についていないかを確認する避難退域時検査と呼ばれる検査を行い、もし基準以上の汚染がある場合には、その場で放射性物質を取り除く除染を行うこととしております。

県と氷見市の避難計画等において、5つの避難退域時検査場所の候補地を設定いたしまして、避難エリア、ルートに応じて検査会場を開設することとしております。

その5つのうちの一つになりますが、氷見運動公園は最も面積が大きく、氷見市の住民だけではなく、石川県からの避難住民も通ることが見込まれることから、多くの住民の避難の検査が実施できるように、検査能力を向上させるため、国の原子力災害時避難円滑化モデル事業の採択を受けて工事を行いました。

この工事については、令和元年度から3年度の3か年にわたり約3億6千万円、全額国費を活用しております。

具体的内容について、まず避難退域時検査では、車に乗ってくるので、自家用車やバスの汚染を確認する車両の検査を実施しますが、従来の会場では、自家用車とバスを1つの会場で実施できるスペースがなく、ばらばらに別の会場で分散して実施していた、そしてその結果、検査の動線もあっちに行ったりこっちに行ったりと複雑になっておりました。

これを1つのスペースで、自家用車とバスを同時に、かつ大規模に検査できるようにするため、地図上の北側のエリア、オレンジ色に塗った部分になりますけれども、コンクリート舗装をする工事を行いました。その結果、検査会場が集約されたことから、導線も、一筆書きで一方向に流れるようにすることができたというものがございます。

続きまして、②避難道路の冠水対策について、地図上の図面では、南側のオレンジ色に塗り潰した部分が強い降雨の際にはしばしば冠水をしておりました。これを、かさ上げ工

事を行うことにより、整備後の写真にあるとおり、大雨の際も避難経路を安全に通行できるようにになりました。

さらに、③番目、交通誘導対策の強化として、石川県からの避難も想定され、道に不慣れな方もいらっしゃるため、会場に誘導する看板や標識を整備したほか、大規模な災害の場合、24時間昼夜なく検査することも想定されることから、夜間でも検査できるようにLEDの投光器を整備いたしました。

これらの工事の効果を検証するために、住民の皆さんに、実際に参加いただく原子力防災訓練で避難退域時検査を実施いたしました。

まず、令和3年度には、石川県から本県を経由する避難者がいる想定として、会場を最大限活用して、本県では初となる車両検査用のレーンを4レーンを並行で車両検査を実施いたしました。車60台、バス5台、住民110名の方にご参加いただき、4レーンでも実施できることを確認いたしましたが、写真にあるとおり、入り口付近で早く来られた住民の方の車両が渋滞するなどがございまして、参加した住民アンケートでも、スムーズ、概ねスムーズにできたと回答いただいた方は約70%という結果となっております。

これを、令和4年度には、令和3年度は想定でしたが、実際に石川県の七尾市の住民が初めて氷見市を通して避難退域時検査を受ける訓練を実施いたしました。

さらに、検査の運営につきましても、石川県職員、そして石川県の診療放射線技師会の皆さんと富山県職員、そして富山県の診療放射線技師会と共同で運営をいたしました。自家用車80台、バス12台、住民約180名と前年度を上回る規模で実施し、昨年度の検証を踏まえまして、レイアウトを広げに取るなどの改善を図ったほか、事前のシミュレーション、そして当日の声かけなど運用面でも改善したことにより進行がスムーズになり、渋滞も軽減されました。その結果、アンケートにおいても、前年を上回る89%の方にスムーズ、概ねスムーズというご評価をいただいたところでございます。

一方で、会場内で車両が詰まった時間帯もございますので、今後とも訓練を重ねていくことで、より効率的な検査を実施できるようにしたいと考えております。

また、先般、国の新規制基準の適合性審査において、志賀原発の敷地内断層について活断層ではないという北陸電力の主張を原子力規制委員会です承されまして、審査が進展したところでございますが、県といたしましては、こうした避難退域時検査の整備をはじめ、一つ一つ県民の皆さんの安心と安全を確保できるように、原子力防災の充実に取り組んでまいりたいと思います。

私から以上となります。

【蔵堀副知事】 ただいま、たくさんの資料をご説明いたしました。その中で、原子力防災についてもご説明をさせていただきました。これに関連して、3月3日、原子力規制委員会の審査会合におきまして、北陸電力志賀原発の敷地内に分布する断層について、活断層ではないとされたところがございます。この点について、北陸電力さんからご発言をお願いします。

【松田委員代理（谷内）】 北陸電力の地域共創部長をしております谷内でございます。

今ほどご説明いただきましたように、先般の原子力発電所の審査会合におきまして、北陸電力の志賀原子力発電所敷地内断層については、概ねご了解を得られたところがございます。

お手元に資料がございませんので、口頭で簡単にご説明させていただきます。

まず、その前に、原子力防災訓練等におきまして、私どもの原子力発電所に起因、想定される事故等に関して、常日頃から訓練等ご協力いただき、ご礼申し上げます。

それでは、現状をちょっとご説明させていただきます。

志賀原子力発電所は、1号機が1993年、2号機が2006年に運転を開始しております。この運転開始に当たりましては、当時の基準にのっとりまして、厳格に審査をいただきまして、原子力発電所を建設してきているものでございます。

そういった中におきまして、2011年3月11日、東日本大震災を契機に、東京電力の福島第一原子力発電所で深刻な事故が発生いたしました。これを踏まえまして、国の安全規制基準が見直された形となっております。ですので、震災以降、福島の事故以降の原子力発電所の運転に関しましては、新しい規制基準に適合した発電所だけが運転をすることができるようとなっております。

私どもの志賀原子力発電所につきましては、新規制基準の適合性審査の申請はしておりますけれども、その前段に、震災の翌年2012年の時点で、志賀原子力発電所の敷地内の破砕帯・活断層が動く可能性があるのではないかといったご指摘を一部の学者の方から受けました。

これに伴いまして、しっかり志賀原子力発電所の敷地内の安全性の確認を行ってきているところであったのですが、何分、原子力発電所の建設に当たりましては、敷地内を全部掘削して、岩盤直付けで耐震性を完全に保つために原子力発電所を建設しておりますので、当時の断層の審査の状況というのが、写真とかイラスト、スケッチ、こういったものでし



か残っておりませんでした。

これに基づきまして、国の有識者会合で、当時、2年ほどかけて会合を開いて審査していただいたんですが、活動する可能性は否定し得ないという結論を一旦2014年の時点で出されたものでございます。

これを踏まえまして、私どもでしっかり調査を引き続き行いまして、国の新しい規制基準の審査の過程において、ずっと説明をさせていただいたものでございます。

その後、7年、8年、結果、時間としてはかなりかかりましたけれども、先般の3月3日の審査会合におきまして、志賀原子力発電所の敷地内に関しましては、活断層ではないというご判断をいただいたところでございます。

これを受けまして、この後、国の新しい規制基準に適合させていくためには、まだ今現在、敷地内の断層だけがご了解いただけた状態でございます。この後、敷地近傍、周辺の断層を調べまして、加えて、火山による火山灰の影響、それから津波の影響、こういったものを踏まえまして、最終的には、志賀原子力発電所がどのような地震に耐え得るかという基準地震動をこの後策定していくことになります。それが策定されましたら、それに対して、その揺れが入ったときに、どれほどしっかり安全に耐震強度を保っているか、そういったところの審査がでございます。それを踏まえまして、新しい規制基準に合格して志賀原子力発電所の運転再開へとつながっていく過程となっております。

原子力発電所というのは、電力の安定供給の上では大変重要なものだと思っております。それから、昨今、GXの話の中で、やはりカーボンニュートラルに貢献するには、発電時にCO<sub>2</sub>を出さない原子力発電所というのは非常に有用だと思っております。

加えまして、昨今の燃料費の高騰におきましても、燃料費が比較的安価である原子力発電所をしっかりと動かしていくのが肝要だと私どもは考えております。

こういった中におきまして、当然、住民の皆様、ご地元のご理解が大前提でございます。安全を最優先の上、一日も早い再稼働を目掛けて北陸電力として取り組んでいきたいと思っております。

私どもからの説明は以上でございます。

**【蔵堀副知事】** ありがとうございます。

先ほど県から説明した資料の内容などにつきまして、ご意見があればご発言をいただければと思っております。

まず最初に、2月から防災会議の委員に就任をいただきました静岡大学教育学部の池田

恵子教授でございますけれども、本日欠席となっておりますが、事前にご意見をいただいております。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、説明させていただきます。

資料はございませんので、口頭の説明になります。

地域防災計画の今回の改定について、お送りいただいた資料と新旧対照表の修正案を拝見しましたが、異議はありませんというコメントをいただいております。

さらに、池田委員からは、本県が令和4年5月に改定しました避難所運営マニュアル策定指針を県のホームページから直接見られまして、これについても大変充実しており、今回の地域防災計画と避難所マニュアル策定指針の両方とも、男女共同参画に関する点は国の方針を踏襲した書きぶりになっており、よろしいかと思えますというコメントをいただいております。

次に、要望としまして、課題は、防災計画の記載をいかに実態化、具体化し、実践可能なものとしていくかということだと思います。市町村のほうでは、恐らく県の防災計画ほどには男女共同参画を意識した書きぶりになっていないでしょうから、市町村への助言もしていただきたいところです。

同様に、自主防災活動への女性の参加、避難所運営への女性の参画なども、記載をいかに実態化していくかが重要と思われましてというコメントをいただきました。

ここまでが池田委員の意見等になります。

これに対しまして、県としての考えや対応について説明いたします。

各市町村への助言につきましては、市町村を集めた会議ですとか研修の場で引き続き行ってまいりたいと考えております。

自主防災活動への女性の参加や避難所運営の女性の参画にも取り組んでまいります。

女性の参加の取組の一つとしまして、先ほど説明しましたが、防災士の養成について拡充を行うことにしております。

昨年の8月に官民協働事業レビューという、一般県民から選ばれた委員の方に県の20の事業の在り方等について検討していただきましたが、その20の事業の中にこの防災士養成事業も入っております。参加された委員の方々からは、地域防災力の強化は重要だという意見ですとか、防災士の資格取得を広く進めていく必要がある、資格取得に必要な2日間の講座の負担金について、軽減等に取り組むべきとの意見をいただきました。

このため、県では、講座の負担金の軽減等につきましては、市町村から推薦のあった受講者の負担金については無料化することにしております。

また、講座の定員も、今年度240人のところを来年度は480人に倍増することにしております。

さらに、自主防災活動への女性の参加という観点からは、防災士の養成講座の定員に女性枠というものを設けておりますが、その女性枠も、今年度60名を来年度は100名に増やすこととなっております。

以上、池田委員の意見等の紹介及び県の対応等の説明になります。

**【蔵堀副知事】** ありがとうございます。

ほかにご意見等があればお伺いしたいと思います。

それでは、私のほうからちょっとご発言をお願いしたいと思います。

まず最初に、陸上自衛隊第14普通科連隊からご発言をお願いします。

**【田村委員】** 陸上自衛隊第14普通科連隊、金沢から参りました田村と申します。

本日の審議の内容についても同意したいと思います。また、ご報告、ご説明いただいた内容につきましても大変参考になりました。ありがとうございます。

まさに私の部隊につきましては、北陸3県の防衛警備、災害派遣を担当しておりまして、各県のいろいろな取組も横並びで見させていただいていますけれども、富山県さんにおかれまして、かなり積極的に取り組んでいただいていますし、このようなすばらしいセンターも開設をされて、北陸3県の中でも非常に進んだ取組をされているなというところが実感であります。

訓練も本当に実際的な訓練に取り組んでいただいていると思っております。やはり計画を立てるといことも大事ですけれども、先ほど先生からのお話もありましたけれども、計画のとおりに行かないこと、計画の実効性を高めていくということが非常に大事でありまして、それを検証できるのがやはり訓練だと思っております。

本日ご参会の各関係機関の皆様が、自分たちができることは何なのか、計画以外のこと、またそれぞれ連携が必要なことが訓練を通じて見えてくると思いますので、まさに訓練、また地域の皆様を巻き込んでやっていくということが非常に大事だなと思っておりますので、こういった会議体を通じまして、それぞれ連携できるように、また訓練を通じて連携していければと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

**【蔵堀副知事】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、富山地方気象台さんからお願いしたいと思います。

**【田中委員】** 富山地方気象台台長の田中でございます。

私も、計画の修正案については異議ございません。

それで、一言コメントさせていただきますと、まず、この冬の大雪についてでございますが、資料にもありましたとおり、富山地方気象台から、大雪に関する気象情報とか顕著な大雪に関する気象情報を相次いで発表いたしました。これに関しては、本当に大雪になるのかという、確証が見えない中でも、県の方々、それから関係する機関の方々等、大雪タイムラインに沿って積極的によく対応していただけたものではないかなと認識しております。その結果、被害も最小限に抑えられたのではないかなとっております。ということで、大変いい連携が取れたのではないかなとっております。次年度につきましても、引き続きこのような活動、対応が取ればよいなとっておりますので、ご協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

**【蔵堀副知事】** ありがとうございます。

それでは、次に、中日本高速道路株式会社金沢支社からお願いいたします。

**【森島委員】** 私、中日本高速道路株式会社金沢支社長の森島でございます。いつも北陸自動車道と東海北陸自動車道をご利用いただきまして、ありがとうございます。

ご説明いただきました地域防災計画の改定につきましては、特に異論はございません。

それで、先ほど県さんのほうから資料4で大雪につきましてご説明いただきました。こちらにつけていただいておりますとおり、右上に写真がございますが、2年前の富山県内での滞留、また、同じ時期に福井県内でも北陸道は滞留いたしました。その反省に立ちまして、弊社といたしましては、国交省さんあるいは県さん等も含めて、滞留車両を出さないということ、それから、先ほどもご説明をいただきましたが、予防的な通行止めということで、ちゅうちょなくそういった通行止めを行いまして、集中除雪を行って、滞留車両を発生させずに極力早く交通を開放させようということで取り組んでまいっております。

また、大雪が予報されますときには、出控えを皆様方をお願いするということで、今日もマスコミの皆さん方がご出席をいただいておりますが、マスコミの皆さんのご協力でございますとか、ホームページ等でお知らせいただいております、特に道路につきまし

ては、運送業界の方々をお願いするとともに、出されるほうの荷主様、それから着荷主様、双方にもやはりお願いをしなければならないということで、この地域でございますと、北陸経済連合会さんなんか通じましてお願いをしているところでございます。

今申し上げましたことは、雪もそうでございますが、これから夏に向けて、台風でございますとか大雨の災害といったことも予想されますので、同様の対応をしてみたいと考えてございます。

昨年8月に福井県内では北陸道で土砂災害がございまして、片側につきましては3週間通行止めということで、北陸道が開通して50年たちますが、最大の災害でございました。そういった外からの土石流災害もございますので、そういったことへの対応も引き続きしっかりと進めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

**【蔵堀副知事】** ありがとうございます。

大雪タイムライン、2年前の大雪、大変大きな被害が出たのでつくらせていただきました。

この2年間、何とか大雪タイムラインに沿って運用はいたしておりますが、あのときほどの大雪になっていないということもあって、降らないこと自体はいいことなんですけど、大雪の状態のときに、このタイムラインどおりに本当にできるかどうかというのは、常に訓練をして、タイムラインも改良していくことが必要だと思っております。また、関係機関の皆様にはご協力もお願いしたいと思っております。

それでは、続きまして、災害時の救助とかの関係で日頃ご尽力いただいております富山県消防長会の相澤会長さん、よろしく申し上げます。

**【相澤委員】** 富山県消防長会長をしております相澤と申します。

私どもも地域防災計画については、同意ということで特に異論はございません。

消防といたしましては、災害が起きたときに、一番初めに初動対応として動く機関といたしましては、消防本部でなかなか対応できない場合とかもございますので、県を通じて他市町村や他県への要請となりますので、先ほどもありましたが、訓練を行って、その手順などもしっかりと確認しながら対応してみたいと考えております。

以上でございます。

**【蔵堀副知事】** ありがとうございます。

続いて、県警本部さん、申し上げます。

【杉本委員代理（中田）】 警察本部の警備部長の中田でございます。本日は、警察本部長に代わって出席させていただきました。

地域防災計画の修正案につきましては、意見等はありません。

災害対策ということで、個人情報の取扱い、私も熱海市の土石流災害、県警からも応援派遣しましたけれども、この際の安否不明者の氏名の公表がすごく迅速で、非常に成果があったと思っております。

県内ではこれほど大きな災害は発生しておりませんが、またこういう様々な訓練を通じて、こういった氏名の公表等についても訓練に盛り込んでいただければいいのではないかなと思っております。

引き続き関係部署と連携して、県警も防災対策に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

【蔵堀副知事】 ありがとうございます。

それでは、住民の立場からということで、富山県自治会連合会の北岡会長さん、お願いします。

【北岡委員】 富山県自治会連合会でございます。いつも皆さん方には大変お世話になっております。

ただいま詳細な説明がございました富山県地域防災計画につきましては、特段の異議はございません。

私どもは、行政から発生されるいろんな情報を速やかに共通理解をし、そして迅速に対応してまいりたいと思っております。この後も、いろんな会議を通じまして、住民、県民に周知徹底されるように、情報をお互いに共有していきたいと思っております。

何とぞよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

【蔵堀副知事】 ありがとうございます。

それでは、身体障害者福祉協会の布尾会長さん。

【布尾委員】 富山県身体障害者福祉協会の会長をしております布尾でございます。

防災計画については、各種団体から立派な計画を立ていただき、本当にありがたく思っております。

私ども障害者の団体としては、要支援者がたくさんおいでます。そのほかにも、子どもさんとか要支援者、あるいは高齢者の方とかがおいでするわけですが、命が第一ということで、率先してその皆さんの命を助けることにご尽力いただき、ありがとうございます。

す。計画の中にも入っております。

ちょっと私どものことを宣伝させてください。皆様のご尽力で、消防庁から小矢部市の障害者団体連絡協議会に対して、今年の総務大臣彰を受賞させていただきました。誠にありがたく、地元では本当に喜んでおります。それは、障害者自身が一般の皆さんと共に、障害といっても、身体障害だけでも、視覚とか聴覚とか肢体とか、様々な障害があります。そのほかに知的障害、あるいは精神障害、こういった障害がありますが、その個別の障害の方にとっては避難の誘導も違うわけです。そういった配慮について、小矢部市は研修会を持ち、訓練をしてきたことが評価されたんだと私は考えます。

実は私、氷見市の者ですが、氷見市の仏生寺地区も、自治会の方もおられますが、防災の方も協力して毎年実施しております。それも表彰をいただきました。私自身はその地区の者でございませませんが、参加もさせていただいたことがあります。各種団体の皆さんがこういったことにご関心を持っていただいて訓練をしていただいていることに感謝を申し上げます。

実は、もう一つお願いしたいんですが、福祉避難所というところが県内各地、市町村に設けてございます。それについての訓練はまだ富山県は行っていないと理解しておりますが、いや、そういうことはない、ちゃんとやっているよということがあれば教えていただきたいんです。この福祉避難所というのは、第1次の避難をして、そこで過ごさせてもらうわけですけども、例えば透析をしている人は、いつまでもそこにおるわけにいかんですよ。一つ一つ言うと長くなりますが、そういう配慮がとっても必要な人にとっては、2次避難所である福祉避難所も必要なんです。富山県は大災害も少ないように思いますが、いつ何どきどうなるか分かりませんので、またご配慮をお願いします。

今回は本当にありがとうございました。終わります。

**【蔵堀副知事】**      ありがとうございました。

今ほど福祉避難所についてご発言がありましたけど。

**【事務局】**      福祉避難所に関しての避難訓練につきましては、県では、総合防災訓練ですとか原子力防災訓練、国民保護訓練と色々な訓練がございしますが、氷見市内で原子力防災訓練というのもやっておりまして、その中でやった実績はございます。特別養護老人ホーム等を拠点として、支援をしながら避難誘導するといった実績はございます。

ただ、県下全般でも、やっぱり福祉避難所での避難訓練というのは課題になっております。今後、いただいたご意見を踏まえて、なるべく福祉避難所での訓練というものも視野

に入れながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

**【蔵堀副知事】**      ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

どうぞ。

**【布尾委員】**      今ほど原子力の防災訓練についてお話がございました。先ほども北陸電力の方からもありました。志賀原子力発電所の活断層の問題も、この後、再開される、まだほかのこともクリアした上でかもしれませんが、氷見市が30キロ圏内に入っております。そこで防災訓練を行っているわけですが、実はつまま園という老人施設が防災の施設になっています。ちょっと個人的なことを言いますと、私自身、そのつまま園の理事長を8年ほどしておりました。その間に国から要望がありまして、そのようなことになったときに、入所している利用者さんのことを思って、防災時に設備をしなければならないと私自身決断をさせていただきました。入所している利用者さんのことを思えば、これは非常に大事なことだと。今、訓練を行っていただいておりますが、本当に感謝しております。そのことをちょっとお伝えしたかったわけです。ありがとうございました。

**【蔵堀副知事】**      どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

特にないようでございますので、まず審議事項の地域防災計画の改定案でございます。こちらについては、委員の皆様から特に修正を求めるご意見はなかったと思いますので、計画案についてはご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【蔵堀副知事】**      ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

また、計画案の修正ということではなくて、幾つかご意見をいただきました。そうした点については、今後県のほうでご検討させていただいて、対応すべきものは対応していきたいと思います。

それでは、以上で本日の議題は全て終了をいたしました。委員の皆様には、今後とも富山県の防災対策の推進につきまして一層お力添えを賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。



【事務局】 それでは、これもちまして防災会議を終了させていただきます。

委員の皆様方には長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

お疲れさまでした。